

# 埼玉県知事選挙

令和5年

投票日

8月6日

投票時間

午前7時～午後8時

任期満了による埼玉県知事選挙が7月20日に告示され、8月6日に行われます。  
私たちの声を県政に反映させるためにも、正しい判断であなたの一票を投じてください。

## 投票できる方

富士見市で投票できる方は、選挙人名簿に登録され、次のすべてに当てはまる方です。

・年齢／平成17年8月7日までに生まれた方

・住所／令和5年4月19日までに富士見市に転入の届け出をし、引き続き住所を有する方

## 市内転居者の投票所

7月5日以降に市内で転居をした方は、前住所の投票所で投票してください。

## 県内転出者

富士見市の選挙人名簿に登録されている方で、県知事選挙権を有し、令和5年4月20日から投票日当日までの間に県内に転出された方は、「住民票の写し」または、市町村が発行する

「引き続き埼玉県内に住所を有する旨の証明書」を提示するか、引き続き県内に住所を有することについて投票管理者の確認を受ければ、富士見市で投票できます。

## 県外転出者

投票日当日までに県外へ転出した方は、投票できません。

## 投票所入場券

投票所入場券は『圧着封筒』で郵送しますので、投票日まで大切に保管してください。入場券には同一世帯4人までまとめて印刷されます。各自切り離して本人が投票所の受付に提示してください。

なお、入場券がなければ投票できないというものではなく、選挙人名簿に登録されていれば指定された投票所で投票できます。

## 投票の方法

投票用紙の所定欄には、候補者の氏名をはっきりと書いてください。候補者でない人の氏名を書いたものや、どの候補者の氏名を書いたものかわからないものなどは、無効投票の原因となりますのでご注意ください。

## 代理投票と点字投票

### ●代理投票

身体の不自由な方や自分で字を書くことができない方は、投票所の係員に申し出れば代筆いたします。係員は、書いた内容を絶対他人に話してはならないこととなっておりますので、秘密は守られます。安心して申し出てください。

### ●点字投票

目の不自由な方のために、点字器と点字投票用紙が用意してありますので、係員に申し出てください。

## 投票の呼びかけ

明るい選挙の実現と、投票の参加を呼びかけるため、投票日の前日と当日は放送宣伝カーが市内を巡回します。また、投票日7日前及び投票日前日の午後3時と

## 選挙公報について

投票日当日の午前10時30分と午後3時には、防災無線で投票の呼びかけ放送をします。防災無線設備の近くにお住まいの方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

## 開票は即日

立候補者の選挙公報は、ポスティング（ご自宅のポストに直接戸別配布）により、投票日の2日前までに配布します。なお、市ホームページのリンクからもご覧いただけるほか、市役所、出張所、公民館等にも備え置きますのでご利用ください。

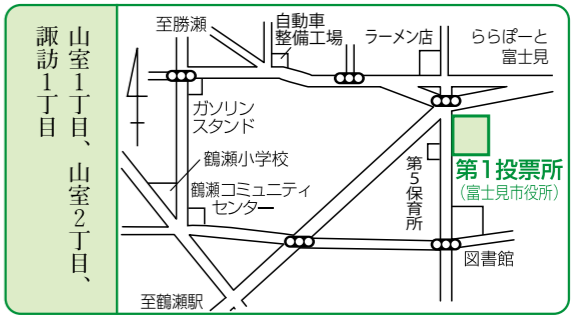
開票は、投票日の午後9時から市民総合体育館で行います。参観人／100人（先着順）対象／富士見市の選挙人名簿に登録されている方



富士見市マスコットキャラクター「ふわっぴー」

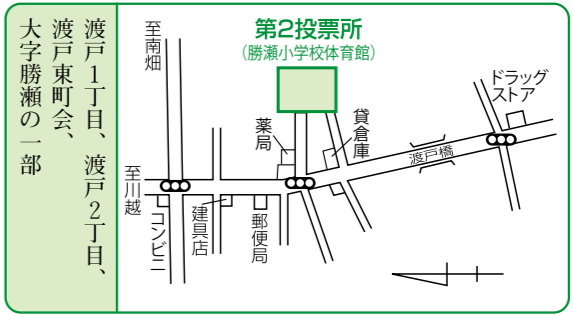
● 第1投票所  
富士見市役所

大字鶴馬1800番地の1



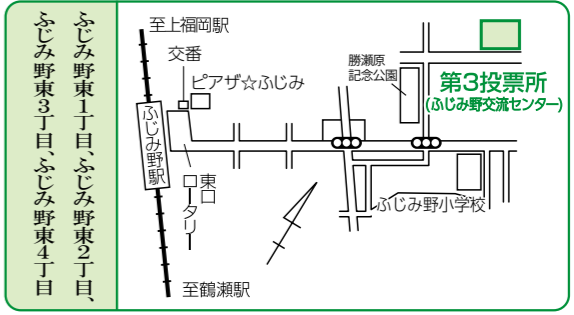
● 第2投票所  
勝瀬小学校体育館

大字勝瀬674番地



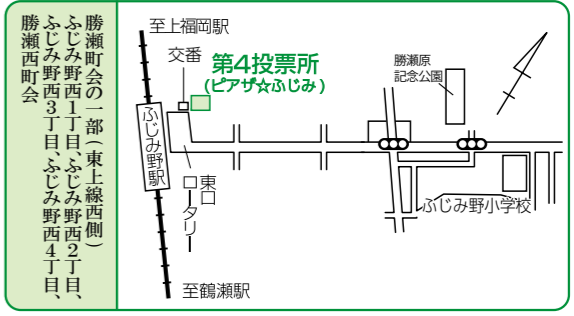
● 第3投票所  
ふじみ野交流センター

ふじみ野東3丁目7番地1



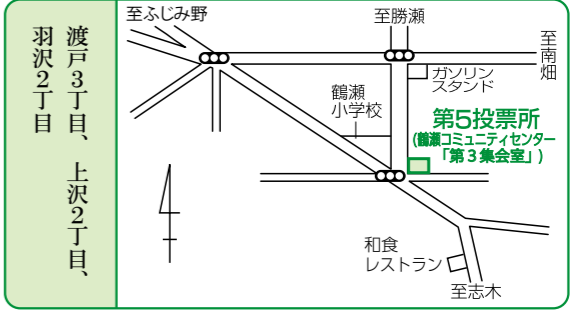
● 第4投票所  
ピアザ☆ふじみ

ふじみ野東1丁目16番地6



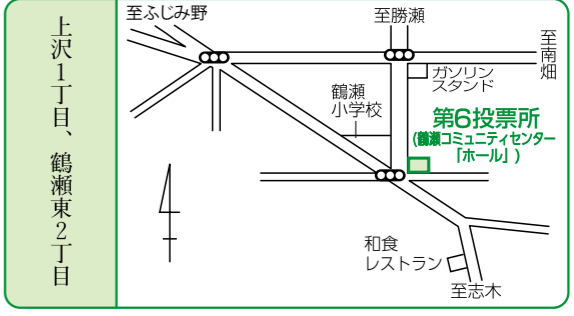
● 第5投票所  
鶴瀬コミュニティセンター

羽沢3丁目23番10号



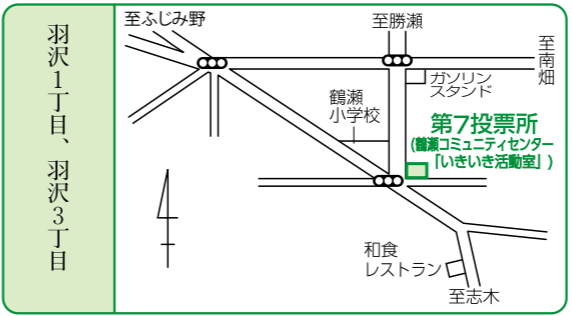
● 第6投票所  
鶴瀬コミュニティセンター

羽沢3丁目23番10号



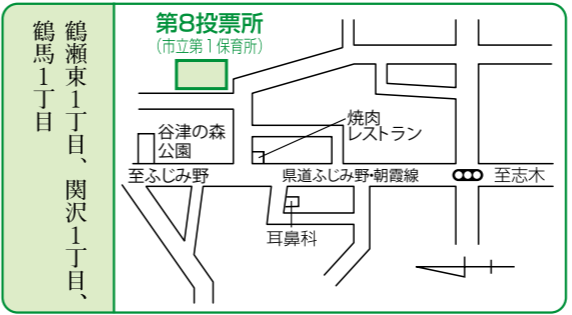
● 第7投票所  
鶴瀬コミュニティセンター

羽沢3丁目23番10号



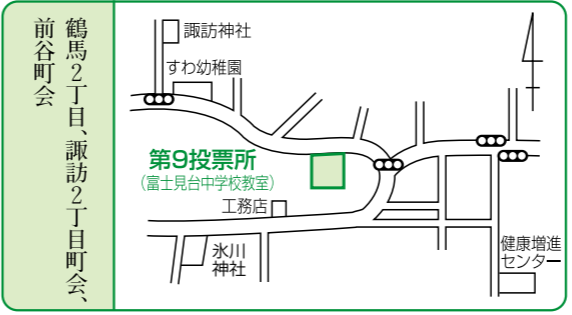
● 第8投票所  
市立第1保育所

鶴馬1丁目7番39号



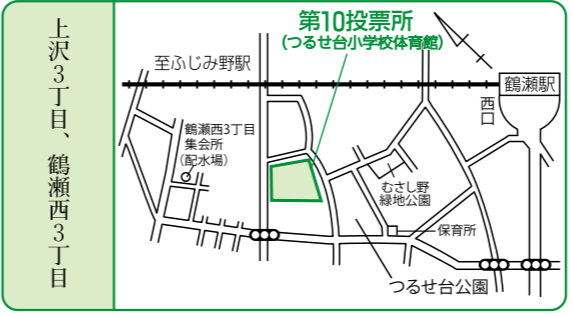
● 第9投票所  
富士見台中学校教室

諏訪2丁目8番1号



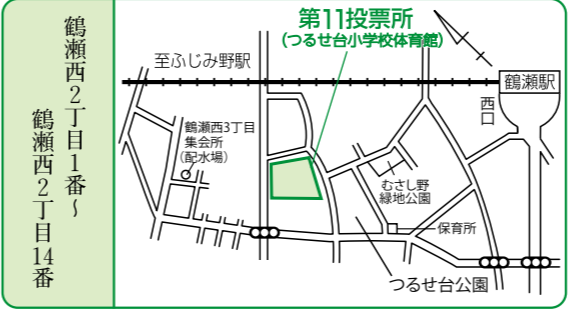
● 第10投票所  
つるせ台小学校体育館

鶴瀬西2丁目9番1号



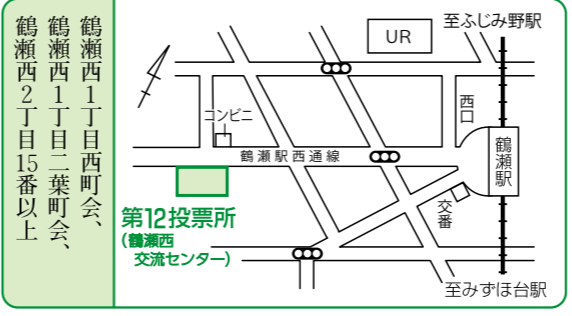
● 第11投票所  
つるせ台小学校体育館

鶴瀬西2丁目9番1号



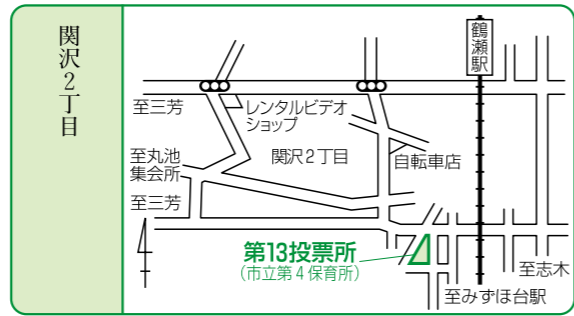
● 第12投票所  
鶴瀬西交流センター

大字鶴馬3575番地の1



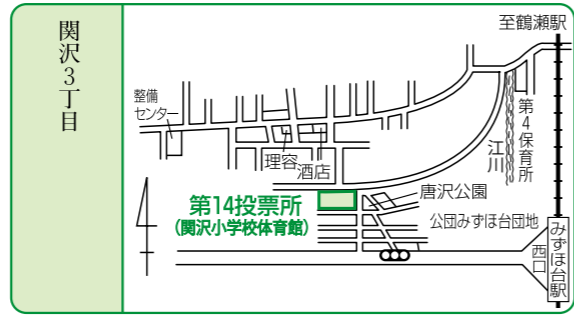
● 第13投票所  
市立第4保育所

西みずほ台1丁目7番地



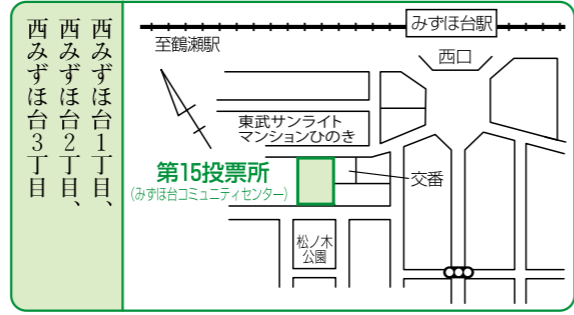
● 第14投票所  
関沢小学校体育館

関沢3丁目24番1号



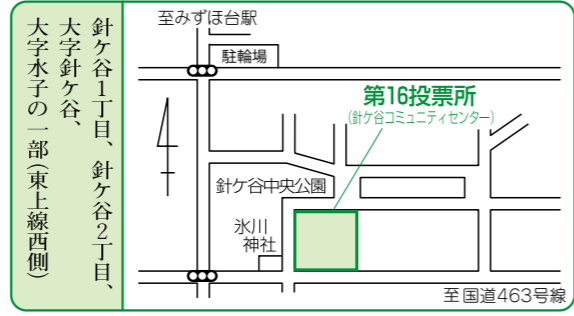
● 第15投票所  
みずほ台コミュニティセンター

西みずほ台1丁目19番地2



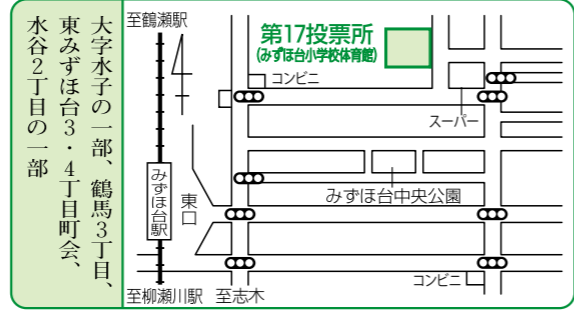
● 第16投票所  
針ヶ谷コミュニティセンター

針ヶ谷1丁目38番地



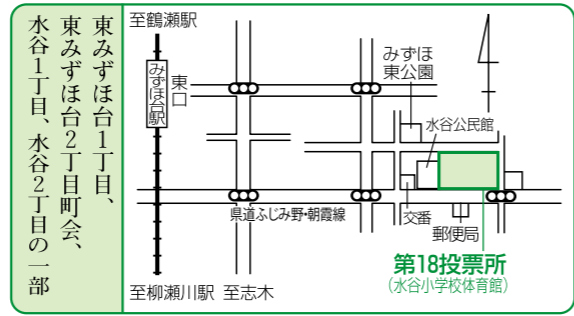
● 第17投票所  
みずほ台小学校体育館

東みずほ台3丁目21番地



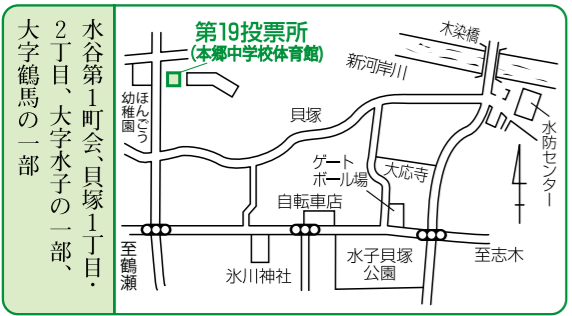
● 第18投票所  
水谷小学校体育館

水谷1丁目13番地3



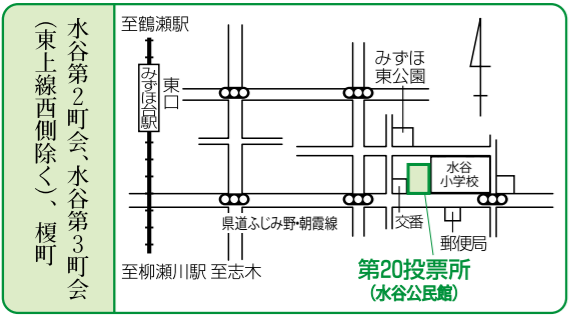
● 第19投票所  
本郷中学校体育館

大字水子539番地



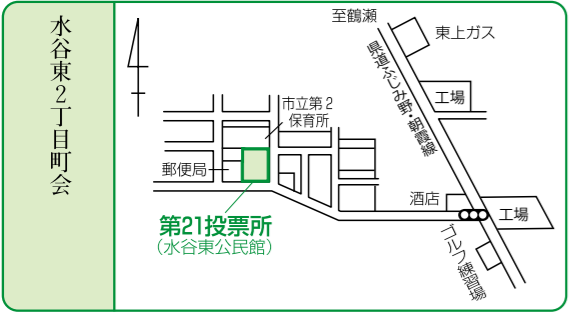
● 第20投票所  
水谷公民館

水谷1丁目13番地6



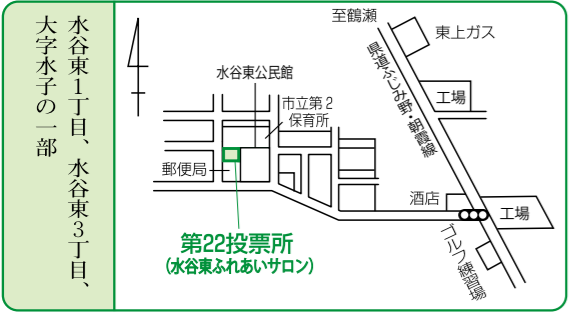
● 第21投票所  
水谷東公民館

水谷東2丁目12番10号



● 第22投票所  
水谷東ふれあいサロン

水谷東2丁目12番10号



● 第23投票所  
南畑公民館

大字上南畑306番地1



開票速報・開票結果はホームページで!  
投票所の場所など、詳細な情報は こちらから  
富士見市選挙管理委員会のページへアクセスできます。

# 投票日当日に投票所へ行けない方へ

## 期日前(不在者)投票のできる方

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの理由で、投票日に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票または不在者投票をご利用ください。

## 期日前投票

郵送される投票所入場券裏面に『期日前投票宣誓書(兼請求書)』が印刷されていますので、事前に必要事項を記入しお持ちください。各期日前投票所にも備え置きますが、混雑緩和のため事前のご記入にご協力をお願いします。



## 不在者投票

当日もしくは期日前投票ができない方は、病院、老人ホーム、滞在先の選挙管理委員会などで投票日の前に投票ができます。

●**受付期間**／  
7月21日(金)～8月5日(土)

期日前投票所	受付期間	受付時間
市役所2階会議室 (前回から会場を変更しています。)	7月 21日(金) から 8月 5日(土)	午前 8時30分から 午後 8時まで
みずほ台コミュニティセンター 2階集会室	7月 30日(日) から 7月 31日(月)	午前 9時から 午後 8時まで
ピアザ☆ふじみ2階多目的ホール	8月 1日(火) から 8月 2日(水)	
鶴瀬西交流センター1階集会室 (サンライトホールから変更しています。)	8月 3日(木) から 8月 5日(土)	

## 指定病院などで する不在者投票

指定された病院や老人ホームなどに入院、入所されている方は、その施設で不在者投票ができます。  
市内の指定施設は次のとおりです。

市内指定施設
● さくら記念病院
● イムス富士見総合病院
● 志木シルバーハイツ
● 特別養護老人ホームふじみ苑
● 特別養護老人ホームふじみ苑(ユニット型)
● 特別養護老人ホームむさしの
● 介護老人保健施設 葵の園・富士見
● 特別養護老人ホームこぶしの里
● 特別養護老人ホームはるな苑
● 介護付有料老人ホームベストライフふじみ野
● 住宅型・介護付有料老人ホーム羽沢ナーシングホーム

※施設によって投票日が異なりますので、詳しくは各施設へ直接お問い合わせください。

## 滞在先で する不在者投票

富士見市外に滞在されている方は、滞在先の選挙管理委員会ですべての投票ができます。あらかじめ『不在者投票宣誓書(兼請求書)』で富士見市選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。

## 郵便による 不在者投票

投票用紙の郵送に時間がかかりますので、早めに請求をしてください。  
※『不在者投票宣誓書(兼請求書)』の書式は、市ホームページからダウンロードできます。

身体に次のような重度の障害などをお持ちの方は、『郵便等投票証明書』の交付を受け、その証明書を添えて請求することにより自宅で不在者投票ができます。

### ●**身体障害者手帳**

▽両下肢、体幹、移動機能の障害が1級もしくは2級  
▽心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸

の障害が1級もしくは3級の障害、肝臓の障害が1級から3級  
●**介護保険の被保険者証**  
▽要介護状態区分が「要介護5」

### ●**戦傷病者手帳**

▽両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症  
▽心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害が特別項症から第3項症

以上該当する方は、これらの手帳または被保険者証を『郵便等投票証明書交付申請書』に添えて、選挙管理委員会あてに申請してください。

また、該当する方のうち、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害が1級と記載されている方などは代理人に記載をさせる制度がありますが、この場合も申請が必要となります。

なお、『郵便等投票証明書』をすてにお持ちの方には、不在者投票の請求に関する書類を送付しますので、期日までに手続きを済ませてください。  
※『郵便等投票証明書交付申請書』の書式は、市ホームページからダウンロードできます。